

行方市あそう温泉「白帆の湯」及び天王崎観光交流 センター並びに行方市北浦荘指定管理者募集要項

令和7年11月

行 方 市

目 次

募集要項

1. 施設の設置目的及び概要	P 1
2. 指定管理者が行う業務の範囲	P 2
3. 自主事業	P 2
4. 利用料金	P 2
5. 指定管理料	P 4
6. 応募者の資格要件	P 6
7. 指定の期間	P 6
8. 管理の基準	P 7
9. 責任の分担	P 9
10. スケジュール	P 10
11. 応募の方法	P 10
12. 申請に際しての留意事項	P 12
13. 指定管理者の候補者選定	P 13
14. 協定に関する事項	P 14
15. 事業実施状況の監視及び指導	P 15
16. 指定管理者の指定の取消し等の措置	P 15
17. 指定管理業務の引継	P 16
18. 指定管理に含まれない箇所	P 16
19. 問合せ先	P 16
様式1号 参加表明書	P 17
様式2号 指定管理者指定申請に係る申立書	P 18
様式3号 行方市暴力団排除条例に関する誓約書	P 19
様式4号 指定管理者公募者説明会	P 20
様式5号 質問書	P 21
様式6号 公の施設の指定管理者指定申請書	P 22
様式7号 指定管理者指定申請辞退届	P 23

行方市あそう温泉「白帆の湯」及び天王崎観光交流センター並びに行方市北浦荘指定管理者募集要項

行方市は、行方市あそう温泉「白帆の湯」（以下「白帆の湯」という。）・天王崎観光交流センター（以下「コテラス」という。）及び行方市北浦荘（以下「北浦荘」という。）の設置目的を達成し、効果的かつ効率的な運営を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び行方市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年行方市条例第 165 号）第 2 条の規定により、下記のとおり指定管理者を募集する。

Ⅰ．施設の設置目的及び概要

（Ⅰ）名称及び位置

名 称	位 置
「白帆の湯」	行方市麻生 421 番地 3
「コテラス」	行方市麻生 419 番地 1
「北浦荘」	行方市山田 121 番地

（Ⅱ）設置目的

行方市の観光拠点として、また、霞ヶ浦、北浦の水辺レクリエーションの拠点として広く市民や観光客の憩いの場を提供するとともに、市民の交流を図りながら健康増進を図る。また、観光 P R をしながら、行方市の魅力アップを図り市内への誘客を積極的に進める。

（Ⅲ）施設の概要

「白帆の湯」

開館年月 平成 15 年 4 月
敷地面積 3,151.64 m²
延床面積 1,473.36 m²（1F 536.73 m²、2F 475.98 m²、3F 460.64 m²）
構 造 R C 3 階建

「コテラス」

開館年月 平成 25 年 4 月
建築面積 416.58 m²
延床面積 736.13 m²（1F 390.44 m²、2F 308.90 m²、PH 36.79 m²）
構 造 R C 2 階建て

「北浦荘」

開館年月 昭和 43 年 6 月（昭和 55 年、平成 15 年に改修）
敷地面積 3,729 m²
延床面積 632.30 m²
構 造 R C 2 階建

(4) 施設利用状況（利用者数）

年度	平成 30 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
「白帆の湯」	109,923 人	63,374 人	79,763 人	81,178 人	87,928 人
「コテラス」	8,733 人	16,674 人	23,205 人	23,017 人	26,138 人
「北浦荘」	55,647 人	36,183 人	41,318 人	49,682 人	48,754 人

※平成 30 年度は新型コロナウイルスの感染拡大前の利用者状況

2. 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、次の業務を行うこととする。

詳細は、別に定める「白帆の湯」及び「コテラス」並びに「北浦荘」の管理者業務要求水準書に従い実施する。

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 施設の目的を達成するために必要な業務
- (4) その他の業務

3. 自主事業

指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成するため、あらかじめ市長の承認を得て、施設を利用し自主事業を実施することができる。

- (1) 自主事業とは、指定管理者が施設においてイベントや物販などを開催し、設置条例で定める利用料金以外の料金を利用者から徴収するなどして収入を得る事業のことをいう。
- (2) 自主事業により収入を得た場合、その収入は指定管理者に帰属する。なお、実施に要する経費は指定管理料に含まれない。
- (3) 自主事業の実施及び当該事業の使用許可は、施設の設置目的等に照らして市が判断することになるが、不適切と判断した場合は、実施の承認を受けることはできない。
- (4) 自主事業が、本来の業務（指定管理者業務）に支障を与えていると判断された場合は、自主事業の改善、中止等を命ずる場合がある。

4. 利用料金

- (1) 「白帆の湯」及び「コテラス」並びに「北浦荘」については、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく利用料金制度を採用する。
- (2) 「白帆の湯」の利用料金は、行方市あそう温泉「白帆の湯」条例第 10 条 1 項の規定により、条例の別表で定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入とする。

別表(第 10 条関係)

あそう温泉「白帆の湯」使用料

区分		使用料	内容
一般		740 円	入浴利用者 1 人当たり
子ども又は障がい者		310 円	入浴利用者 1 人当たり
一般(夜間)		530 円	入浴利用者 1 人当たり
子ども又は障がい者(夜間)		210 円	入浴利用者 1 人当たり
通常回数券(一般)		7,400 円	11 枚綴り
通常回数券(子ども又は障がい者)		3,100 円	11 枚綴り
夜間回数券(一般)		5,300 円	11 枚綴り
夜間回数券(子ども又は障がい者)		2,100 円	11 枚綴り
一般年間会員	市内	37,700 円	会員となった日から 1 年間有効
	家族	29,300 円	会員となった日から 1 年間有効
	市外	45,100 円	会員となった日から 1 年間有効
シルバー年間会員		29,300 円	会員となった日から 1 年間有効

備考

- 1 「子ども」とは、6 歳以上 12 歳未満の者をいう。
- 2 「夜間」とは、午後 5 時以降をいう。
- 3 「一般年間会員(市内)」とは、満 65 歳未満の市内在住者又は満 65 歳未満の市内に勤務する者をいう。
- 4 「一般年間会員(家族)」とは、3 の会員と同世帯の者とする。
- 5 「一般年間会員(市外)」とは、3 及び 4 の会員以外の個人会員をいう。
- 6 「シルバー年間会員」とは、満 65 歳以上の市内在住者又は満 65 歳以上の市内に勤務する者をいう。
- 7 使用料には入湯税を含む。ただし、年間会員の使用料には入湯税を含まない。
- 8 年間会員の年齢要件は、申込み時の満年齢とする。
- 9 年間会員は、通常、夜間を問わず利用できるものとする。
- 10 「ふるさと住民カード」を提示した利用者は、市内扱いとする。

(3)「コテラス」の利用料金は、行方市天王崎観光交流センター条例第 10 条第 1 項の規定により、条例の別表で定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入とする。

別表(第 10 条関係)

	午前の部	午後の部	夜間の部
	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで
会議室	1,000 円	1,000 円	1,500 円
活動室	1,000 円	1,000 円	1,500 円

多目的室	1,500 円	1,500 円	2,250 円
野外ステージ	1,500 円	1,500 円	2,250 円

- (4)「北浦荘」の利用料金は、行方市北浦荘条例第9条第1項の規定により、条例の別表で定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入とする。

別表(第9条関係)

使用料

(単位：円)

区分		入浴のみ	摘要
市内	子ども(小学生)	210 円	(小学生未満無料)
	一般(中学生以上 65 歳未満)	420 円	
	65 歳以上	310 円	
市外	子ども(小学生)	210 円	(小学生未満無料)
	一般(中学生以上)	420 円	
共通	障がい者	210 円	障がい者等手帳所持者
回数券	子ども又は障がい者	2,100 円	各 11 枚つづりとする
	一般(中学生以上)	4,200 円	
	市内 65 歳以上	3,100 円	
一般年間会員	市内	24,100 円	会員となった日から1年間有効
	家族	19,900 円	会員となった日から1年間有効
	市外	29,300 円	会員となった日から1年間有効
シルバー年間会員		19,900 円	会員となった日から1年間有効

備考

- 「ふるさと住民カード」を提示した利用者は、市内扱いとする。
- 使用料には入湯税を含む。ただし、年間会員の使用料には入湯税を含まない。
- 市内とは、市内在住者又は市内に勤務する者をいう。

5. 指定管理料等

(1) 指定管理料の上限

指定管理者が施設の管理運営を行うために要する経費には、市が支払う指定管理料、利用料金及び自主事業の収入によって賄うものとする。

指定管理料の上限額は、198,550,000 円(税込み)とし、市が負担する金額がこの金額を上回る場合は失格とする。

令和8年度から令和9年度の2年間については、年額 70,290,000 円(税込み)

令和10年度は年額 57,970,000 円(税込み)

令和10年度は白帆の湯において施設の大規模改修工事を実施するため3ヶ月間休館とするが、休館中においても機械警備等は指定管理者が行う。休館日数が3ヶ月間を超

えた場合、1日あたり134,200円（税込み）を年額57,970,000円（税込み）から減額するものとする。

（2）指定管理者の支出等

- ア 人件費（給与、交通費、福利厚生費等）
- イ 管理費（本社経費等）
- ウ 水道光熱費（電気、ガス、水道、灯油、重油等）
- エ 運営費（清掃、消耗品、修繕費、通信費、保守点検、保険料、販促費等）
- オ 仕入れ費（自主事業に伴う食材費等）

【参考額】

（単位：千円 税抜き）

項目	平成30年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	40,100	38,584	41,600	44,635	47,486
管理費	6,015	5,788	6,240	6,695	7,123
水道光熱費	39,827	36,473	45,867	47,609	52,878
運営費	27,235	29,675	30,243	33,093	33,004
仕入れ費	25,782	6,962	9,572	10,054	11,416
合計	138,959	117,482	133,522	142,086	151,907

※平成30年度は新型コロナウイルスの感染拡大前の支出状況

（3）指定管理者の収入等

- ア 本市からの指定管理料
- イ 事業収入（利用料）
- ウ 自主事業収入

【参考額】

（単位：千円税抜き）

項目	平成30年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定管理料	63,980	59,760	63,900	63,900	63,900
事業収入	36,408	26,084	33,479	36,792	39,153
自主事業収入	52,217	20,568	28,160	29,229	51,273
合計	152,605	106,430	125,539	129,921	154,326

※平成30年度は新型コロナウイルスの感染拡大前の収入状況

（4）指定管理料の額及び支払いの方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する協定において定めるものとする。

（5）使用料金等の改定事由が生じたときは、指定管理者又は、市は指定管理料の変更を申し出ることができるものとし、変更の額については双方協議して定めるものとする。

（6）天災その他特別な事由が生じたときは、指定管理者又は、市は指定管理料の変更を申し出ることができるものとし、変更の額については双方協議して定めるものとする。

(7) 指定管理料の返還・補てんについては、利用料金収入等の決算額が見込額を上回った場合であっても、指定管理者に対して清算により返還を求めない。また、同様に、利用料金収入の決算額が見込額を下回った場合であっても、市は指定管理者に対して不足額の補てんは行わないものとする。

(8) 提案にあっては民間事業者のノウハウや工夫により、一層の財政負担の軽減に資する積極的な提案を評価します。事業期間を通して維持管理費及び運営費分に対して売り上げ連動型の軽減率の設定や費用の定期的な見直し等、市財政負担軽減に対する提案を期待する。

6. 応募者の資格要件

(1) 応募資格

法人その他の団体であること。(法人格の有無は問わない。ただし、個人は不可)

※複数の団体により構成されるグループで応募する場合は、グループを代表する団体を定めることとし、グループでの協定の締結にあたっては、構成員全てを協定当事者とする。なお、単独で応募した団体が他のグループ応募の構成員となること、及びグループ応募の構成員が他のグループ応募の構成員となることはできない。

(2) 応募者の制限

応募しようとする団体又は代表者が次の項目に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続きをしている者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある者

カ 行方市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成17年行方市訓令第32号）及び行方市建設工事暴力団排除対策措置要綱（平成17年行方市告示第24号）の規定による指名停止措置の期間中である者

キ 国税、都道府県民税、市町村民税を滞納している者

ク 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員及び第38条の2に基づく職員であった者であって離職後に営利企業等の職に就いている者で、離職前5年間同業務に関係する部署に属し、離職後2年間を経過しない者

※応募者の制限については、グループで応募する場合も、代表者のみならず全ての構成員が適用される。

7. 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。ただし、白帆の湯については、指定管理期間中（最終年度）に施設の大規模改修工事を行うため、約3ヶ月間休館とする。

8. 管理の基準

(1) 利用時間及び休館日

「白帆の湯」

利用時間及び休館日は、行方市あそう温泉「白帆の湯」条例施行規則第2条の規定のとおり実施することとする。

施設の種類	利用時間	休館日
行方市あそう温泉 「白帆の湯」	午前10時から 午後9時	毎週水曜日（ただし、水曜日が休日の場合は、その日以後の直近の休日でない日とする。）

「コテラス」

利用時間及び休館日は、行方市天王崎観光交流センター条例施行規則第2条の規定のとおり実施することとする。

施設の種類	利用時間	休館日
天王崎観光交流センター	午前9時から 午後10時	毎週水曜日（ただし、水曜日が休日の場合は、その日以後の直近の休日でない日とする。）

「北浦荘」

利用時間及び休館日は、北浦荘条例第7条及び第8条の規定のとおり実施することとする。

施設の種類	利用時間	休館日
行方市北浦荘	午前10時から 午後9時	毎週月曜日（ただし、月曜日が休日の場合は、その日以後の直近の休日でない日とする。）

備考

各施設とも新たな視点から柔軟に検討し提案することも可能である。

(2) 施設の利用の制限に関する事項

以下の項目に該当する場合は、利用の許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止されることがある。

ア 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき

イ 建物及び附属施設を損傷するおそれがあるとき

ウ 公益上又は管理上、支障があると認めるとき

エ 集团的に又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる

とき

(3) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、指定管理業務の一部の業務を委託する場合で、あらかじめ本市の承諾を得たときはこの限りではない。

(4) 備品の取扱いについて

備品の取扱いについては、別途仕様書に定めるものとする。

(5) 関係法令の遵守

指定管理者は、次に掲げる法令等を遵守し、業務を遂行しなければならない。

ア 地方自治法

イ 行方市あそう温泉「白帆の湯」条例

ウ 行方市あそう温泉「白帆の湯」条例施行規則

エ 行方市天王崎観光交流センター条例

オ 行方市天王崎観光交流センター条例施行規則

カ 行方市北浦荘条例

キ 行方市北浦荘条例施行規則

ク 個人情報保護に関する法律

ケ 行方市個人情報保護法施行条例

コ 行方市個人情報保護法施行細則

サ 温泉法

シ 公衆浴場法

ス レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針

セ 消防法

ソ 食品衛生法

タ 建築基準法

チ その他の関係法令及び例規

(6) 提出書類の著作権等

応募団体が提出した書類の著作権は、応募団体に帰属する。ただし、行方市は指定管理者の公表等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。

(7) 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできない。指定管理期間が終了した後も同様とする。

(8) 文書の管理及び保存

指定管理業務を行うにあたり作成し、又は受領した文書等は、適正に管理・保存することとする。また、指定期間終了時に、行方市の指示に従って引き渡す場合がある。

(9) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、次に掲げる環境への配慮に努めることと

する。

ア 省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制

イ 廃棄物の発生を抑制しリサイクルの推進及び廃棄物の適正処理

ウ 環境負荷の低減に配慮した物品の購入（グリーン購入の推進）

9. 責任の分担

指定管理者と市の責任分担は、原則として次表に定めるとおりとする。ただし、同表に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、指定管理者と市が協議して定めるものとする。

項 目	指定管理者	行方市
応募費用に関するもの	○	
運営管理（企画調整、利用許可、利用料金収受、案内、苦情対応等）	○	
施設の運営・維持補修において第三者に損害を与えた場合	○	
施設の運営・維持管理（清掃、施設保守点検、設備等法定点検、安全衛生管理）に係る安全性の確保及び周辺環境の保全	○	
施設の物品管理	○	
広報に関するもの	○	○
税制度新設・変更	○	○
徴収した使用料等の盗難、紛失	○	
物価変動及び金利変動	○	
利用者数の変動	○	
施設運営の引継費用	○	
指定管理者の事業の放棄・破綻	○	
減免制度の対象者の拡大		○
施設の法的管理（占有使用許可）	○	○
経年劣化による施設・設備・外構の維持補修（1件 50 万円未満）及び施設の管理上緊急を要する維持補修	○	
経年劣化による施設・設備・外構の維持補修（1件 50 万円以上）	協議による	
事故・火災による施設・設備・外構の維持補修	○	○
天災その他不可抗力による施設及び設備の維持補修		○

経年劣化による市の備品の修理・修繕 (1件50万円未満)	○	
経年劣化による市の備品の修理・修繕 (1件50万円以上)	協議による	
施設に関する火災保険の加入(備品等除く)		○
施設賠償責任保険	○	
再委託管理責任	○	
契約期間終了後の現状回復	○	

10. スケジュール

内容	予定時期
① 募集要項等の配布	令和7年11月26日(水)～令和7年12月19日(金)
② 説明会参加申込締め切り	令和7年11月28日(金)
③ 説明会(現地見学会)	令和7年12月1日(月) 北浦荘 令和7年12月3日(水) 白帆の湯・コテラス
④ 質問書提出締め切り	令和7年12月5日(金)
⑤ 質問に対する回答	令和7年12月10日(水)
⑥ 参加表明書の提出締め切り	令和7年12月19日(金)
⑦ 一次審査(参加資格審査)結果通知発送	令和7年12月22日(月)
⑧ 提案書提出締め切り	令和7年12月24日(水)
⑨ 審査(書類審査・ヒアリング・プレゼンテーション)	令和8年1月8日(木)
⑩ 指定管理者の候補者決定	令和8年1月中旬
⑪ 議会の議決	令和8年1月下旬
⑫ 指定管理者の指定の告示	議会の議決後速やかに行う
⑬ 協定の締結	当該予算に係る議会の議決後速やかに行う
⑭ 指定管理業務の開始	令和8年4月1日(水)

※スケジュールについては予定であり、変更になる場合がある。

11. 応募の方法

指定管理者に応募しようとする者は、次のとおり指定管理者指定申請書その他の書類を市に提出する。

なお申請等に係る書類については別紙の様式1号から様式7号を使用すること。

(1) 募集要項等配布

配布期間：令和7年11月26日(水) 午前8時30分から令和7年12月19日(金)の午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)

配布窓口：行方市経済部商工観光課(行方市役所北浦庁舎)

※行方市公式ホームページからダウンロードすることも可能。ただし、ホームページ掲載期間については上記の配布期間と同様とする。

(2) 説明会申込

提出期限：令和7年11月28日（金）の午後5時までに、説明会参加申込書（様式4号）に必要な事項を記入の上、電子メールにて、行方市商工観光課まで送信すること。説明会では、原則として質疑応答の時間は設けていないため、質問は【質問受付】の方法より行うこと。なお、説明会の出席は任意とする。

メール送信時件名：【企業名】説明会申込書

参加人数：参加人数は4名までとし、可能な限り少人数で申し込むこと。

e-mail：name-kanko@city.namegata.lg.jp

(3) 質疑受付

令和7年12月5日（金）の午後5時までに「質問書」（様式5号）を使用し、電子メールで行方市商工観光課まで送信すること。電話（口頭受付）等での質疑は受け付けない。なお、質問書のファイル形式は、Microsoft Excel とし、質問は1問1欄で記入してください。

メール送信時件名：【企業名】指定管理者募集質問書

e-mail：name-kanko@city.namegata.lg.jp

(4) 回答方法

質問に関する回答は、質問者を匿名とした上で、令和7年12月10日（水）までに市ホームページに公開する。

(5) 【参加表明書の受付】

提出期限：令和7年12月19日（金）午後5時まで

提出書類

参加表明に必要な提出書類等	部数
①参加表明書（様式1号）	各1部
②印鑑証明書（交付から3ヶ月以内のもの）	
③定款（写しで可）	
④法人にあっては当該法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）、法人以外の団体にあっては代表者の写し（3ヶ月以内に取得したもの）	
⑤課税対象の法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市区町村税の各納税証明（直近3年間）、法人以外の団体にあっては代表者の所得税、都道府県税、市区町村税の各納税証明書（直近3年間）	
⑥グループによる応募の場合は、グループの結成に関する協定書又はこれに類する書類	
⑦指定管理者指定申請に係る申立書（様式2号）グループによる応募の場合は参加法人すべて	
⑧行方市暴力団排除条例に関する誓約書（様式3号）グループによる応募の場合は参加法人すべて	
⑨当該団体の組織を説明する書類 ア 団体の役員名簿 イ 団体の組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類	

提出先：行方市経済部商工観光課(行方市役所北浦庁舎)へ書類を持参又は郵送で提出する。
電送によるものは認めない。また、提出期限を過ぎて提出された書類は無効とする。

(6) 提案書の受付

提出期間：令和7年12月24日(水)の午後5時まで

提出先：行方市経済部商工観光課(行方市役所北浦庁舎)へ書類を持参又は郵送で提出する。
電送によるものは認めない。また、提出期限を過ぎて提出された書類は無効とする。

(7) 提出書類

提出書類	部数
①指定管理者指定申請書(様式6号)	正本1部
②会社概要	正本1部
③管理を行う公の施設の提案書 ア 事業計画 イ 加点項目審査に係る事項(P.13 審査項目の各項目覧を網羅しているもの ウ 要求水準書に基づく維持管理運営 エ 人員配置計画 オ 収支計画(指定管理期間の年度毎)	副本10部 計11部
④当該団体の組織及び経営状況を説明する書類 ア 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類 イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類 ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画又はこれらに相当する書類 エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書	

(8) 提案書の作成

副本は審査の公平性を期すために、提案者名を記載しないこと、また提案者名が類推できる表現・ロゴ等を外すこと。

提案書については原則A4版とするが、必要であればA3版も認める。

提案書中の説明文の文字の大きさは11ポイント以上とすること、

12. 申請に際しての留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員会委員、その他本件関係者に対して、本件についての接触を禁止する。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合がある。

(2) 応募の制限等

ア 応募は、1団体につき1申請のみとする。複数の申請はできない。

イ 単独で応募する団体は、グループで応募する場合の構成員にはなれない。

(3) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することができない。

(4) 虚偽の記載をした場合の無効

提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。

(5) 応募書類の取扱い

提出書類は返却しない。

(6) 応募の辞退

申請後、辞退する場合には辞退届（様式第7号）を提出しなければならない。

(7) 費用負担

応募に際して発生する費用は応募者の負担とする。

(8) 選定結果として申請者名、審査結果の概要等については必要に応じて公開する。

13. 指定管理者の候補者選定

(1) 選定方法

提出された指定管理者指定申請書等により、委員会で次の審査を通じて選定する。

(ア) 第一次審査（参加資格審査）

提出された、参加表明に必要な書類にて、応募者資格要件について審査する。

なお、要件を満たさない場合や不足書類がある場合は失格とし、審査結果については市から参加者に対して通知を行う。

(イ) 第二次審査（プレゼンテーション等）

第一次審査通過団体は、市が指定する日時及び場所において、提出書類（P.12 提出書類③管理を行う公の施設の提案書④当該団体の組織及び経営状況を説明する書類）について具体的な事業内容や運営の実現性等に係るプレゼンテーション等を行う。提案時間は書類の説明 20 分、質疑応答 30 分とする。選考委員会は、下記（2）選定基準に照らし、指定管理者の候補者を選定し、市長へ報告する。

なお、候補者に辞退又は欠格事項等が発生した場合は、一定基準を満たした団体に限り、得点上位者を順次候補者とする。

(2) 選定基準

総合点数方式等により採点の上、指定管理者の候補者を選定する。審査項目及び配点は次のとおりとし、100 点満点で評価を行う。

審 査 項 目	配 点
①申請団体の経営状況及び事業実績（資本状況・財務状況・同業種事業実績・社会貢献事業・地域振興事業等）	10 点
②施設管理に必要な人員配置計画（地元雇用の考え方・人材確保や育成・雇用条件等）と安全管理に関する基本方針（法令遵守・事故対策・防犯対策・衛生管理）	10 点
③事業計画に関する理念及び基本方針（平等な利用の確保・サービス向上・受付・清掃・点検等）	20 点

④施設管理及び事業運営経費の収支計画（妥当性・経費縮減等）	30 点
⑤新たな事業計画の提案（施設の設置目的を理解しており、施設運営に熱意や意欲を持って施設運営事業・自主事業等、利用が増える取り組みの提案）	30 点
配 点 合 計	100 点

（３）最低基準

提案審査点の合計点の平均が 55 点以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

（４）プレゼンテーションの実施

提案書のプレゼンテーションの開催日時については、決まり次第市より通知する。

（５）選定結果等

審査の結果等については、申請者に書面にて通知する。ただし、指定に際しては議会の承認が必要となるため、この通知は行政処分としての性格を有するものではない。

Ⅰ ４．協定に関する事項

指定管理者候補者に選定された団体は、議会の承認を経て、指定管理者として指定する。

指定管理者の指定後に指定管理者と市において、管理業務上詳細な事項に係る協定を締結する。

協定は、指定期間中の包括的な事項を定めた基本協定及び単年度ごとに実施する内容について具体的な事項を定めた年度協定を締結する。また、協定書に定めのない事項が発生した場合には、改めて協議することとする。

（１）協定に盛り込む事項

ア 総括的事項

- ・施設の概要（施設の名称、規模、開館時間、休館日など）
- ・指定期間

イ 管理業務の履行に関する事項

- ・業務の範囲に関する事項
- ・個人情報保護に関する事項
- ・情報公開に関する事項

ウ 施設の利用に関する事項

- ・販売手数料等に関する事項

エ 指定管理に係る委託料に関する事項

- ・指定管理に係る委託料の金額
- ・支払方法及び精算方法

オ 事業の実施に関する事項

- ・実施計画の実施に関する取り決め事項

カ 責任分担に関する事項

キ 市の利用について

ク 業務の報告及び監督に関する事項

- ・事業報告書の作成及び業務報告に関する事項
- ・事故報告に関する事項
- ケ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- コ 指定期間終了に伴う措置に関する事項
- サ その他必要な事項

(2) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と市が協議のうえ定めることとする。

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがある。

- ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- イ 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ウ 社会的信用を損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

※ 議決後、速やかに協定書の締結を予定しているが、指定管理開始前の引継ぎ準備に係る経費は指定管理者の負担とする。

Ⅰ 5. 事業実施状況の監視及び指導

(1) モニタリングの実施

市は、当該施設の円滑な運営を確保するため、指定管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施する。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがある。

(2) 施設利用者のアンケートの実施

指定管理者は、サービスの向上や利用者の増加が図られるなどの効果があったか厳正に評価し検証する観点から、アンケート等を実施することにより、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況を市に報告するものとする。

Ⅰ 6. 指定管理者の指定の取消し等の措置

(1) 次に掲げる指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続又は開始することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合がある。

- ア 正当な理由なくして、協定の締結に応じないとき。
- イ 指定管理者が遵守すべき法令等に違反したとき。
- ウ 計画書に沿った管理を怠り、管理上重大な支障が生じたとき。
- エ 指定管理者が財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき。
- オ 社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

カ その他指定管理者による業務の継続が困難となったとき又はそのおそれが生じたとき。

(2) 指定が取消された場合の賠償等

上記(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者の指定が取消され、又は業務の全部又は一部が停止された場合、指定管理者は、市が被った損害を賠償しなければならない。

(3) 不可抗力等による場合

不可抗力その他指定管理者又は市の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難と判断した場合、市が指定管理者の指定取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

17. 指定管理業務の引継

指定管理者は、指定期間の終了、若しくは指定の取消しにより次期指定管理者に引継ぐ場合は、業務が円滑に引継ぎできるように協力しなければならない。

18. 指定管理に含まれない箇所

指定管理に含まれない箇所図



※白帆の湯敷地内にある宿泊施設については指定管理に含まれません。

19. 問い合わせ先

行方市経済部商工観光課

住 所：〒311-1792

茨城県行方市山田 2564-10 (行方市役所北浦庁舎)

電 話：0291-35-2111 F A X：0291-35-3258

E-mail：name-kanko@city.namegata.lg.jp

令和 年 月 日

参 加 表 明 書

行方市長 殿

商号又は名称
 所 在 地
 代 表 者 氏 名
 担 当 者 氏 名
 担当者連絡先 (TEL)

印

令和 7 年 11 月 26 日付けで公表のあった【行方市あそう温泉「白帆の湯」及び天王崎観光交流センター並びに行方市北浦荘指定管理者募集】プロポーザルについて、必要書類を添えて参加することを表明します。

なお、添付の必要書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

参加表明に必要な提出書類	チェック覧
①参加表明書（様式 1 号）	
②印鑑証明書（交付から 3 ヶ月以内のもの）	
③定款（写しで可）	
④法人にあっては当該法人の登記事項証明書（3 ヶ月以内に取得したもの）、法人以外の団体にあっては代表者の写し（3 ヶ月以内に取得したもの）	
⑤課税対象の法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市区町村税の各納税証明（直近 3 年間）、法人以外の団体にあっては代表者の所得税、都道府県税、市区町村税の各納税証明書（直近 3 年間）	
⑥グループによる応募の場合は、グループの結成に関する協定書又はこれに類する書類	
⑦欠格事由に該当しない旨の申立書（様式 2 号）	
⑧行方市暴力団排除条例に関する誓約書（様式 3 号）	
⑨当該団体の組織を説明する書類 ア 団体の役員名簿 イ 団体の組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類	

令和 年 月 日

指定管理者指定申請に係る申立書
(欠格事由に該当しない旨の申立書)

行方市長 殿

商号又は名称

所在地

代表者氏名

印

担当者氏名

担当者連絡先 (TEL)

行方市あそう温泉「白帆の湯」及び天王崎観光交流センター並びに行方市北浦荘の施設に係る指定管理者について募集要項に定められた参加資格要件を満たしていることを誓約いたします。

記

施設名称：行方市あそう温泉「白帆の湯」及び天王崎観光交流センター並びに行方市北浦荘

☐ 当法人（団体）は次のいずれにも該当しないことを証します。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられた者
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 号の 2 第 11 項の規定による指定の取消を受けたことがある者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続きをしている者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある者
- (6) 行方市建設工事請負業者指名停止等措置要領（平成 17 年行方市訓令第 32 号）及び行方市建設工事暴力団排除対策措置要綱（平成 17 年行方市告示第 24 号）の規定による指名停止措置の期間中である者
- (7) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する地方公務員及び第 38 条の 2 に基づく職員であった者であって離職後に営利企業等の職に就いている者で、離職前 5 年間同業務に係る部署に属し、離職後 2 年間を経過しない者

☐ 法人税、消費税等各種税の納税義務が無いため、納税証明書を添付しないことを証します。

※ 該当する項目の ☐ にレ点を記入してください。

行方市暴力団排除条例に関する誓約書

私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）及び、行方市暴力団排除条例（平成 23 年行方市条例第 21 号。以下「条 例」という。）に基づき、行方市が行う公共事業により暴力団を利することとならないように下記の事項について誓約します。

これらの事項と相違することが判明した場合には契約解除等、行方市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、誓約事項の確認等のために、行方市が茨城県警察本部等に対し照会を行うことについても同意します。

記

1. 募集要項、6. 応募者の資格要件、（2）応募者の制限、オに記載された内容に該当しないこと。
2. 行方市が行う事務又は事業建設工事等からの暴力団等の排除に関する合意書協定書（平成 20 年 2 月 1 日付け行方市長・茨城県行方警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
3. 上記 1 及び 2 をすべて満たした者を下請け人とする事。

令和 年 月 日

行方市長 殿

所 在 地 :

商号又は名称 :

代表者職氏名 :

印

指定管理者公募者説明会（現地見学会）参加申込書

行方市商工観光課 宛
 (e-mail : name-kanko@city.namegata.lg.jp)

商号又は名称
 所在地
 代表者氏名
 担当者氏名
 担当者連絡先 (TEL)

印

下記のとおり、公募者説明会への参加を申し込みます。

記

- 1 参加希望施設：□北浦荘 令和7年12月1日（月）
 ：□白帆の湯 令和7年12月3日（水）
 ※希望する施設の□にレ点を記入してください。
 ※両施設とも参加する場合には両方にレ点を記入してください。

2 参 加 者

参加法人名		
部署名		
担当者名		
連絡先		
参加希望施設	□北浦荘	□白帆の湯
参加者氏名	1 : 2 : 3 : 4 :	1 : 2 : 3 : 4 :

※ 出席者は、1 団体（1 グループ）4 名以内でお願いします。（可能な限り少人数で申し込み下さい。）

様式 5 号

行方市あそう温泉「白帆の湯」及び天王崎観光交流センター並びに行方市北浦荘指定管理者募集質問書

質問法人名

質問番号	対象書類 名	ページ	質問項目及びタイトル	質問内容

※質問は 1 問につき 1 欄ずつ記入すること。行数は適宜追加のこと。

様式 6 号

公の施設の指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

行方市長 様

商号又は名称

所 在 地

代 表 者 氏 名

印

担 当 者 氏 名

担当者連絡先 (TEL)

公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、行方市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 公の施設の名称

行方市あそう温泉「白帆の湯」及び天王崎観光交流センター並びに行方市北浦荘

2 添付書類

行方市あそう温泉「白帆の湯」及び天王崎観光交流センター並びに行方市北浦荘
指定管理者募集要項「11. 応募の方法」のとおりに

提案書に必要な提出書類	正本	副本	チェック一覧
①公の施設の指定管理者指定申請書（様式 6 号）	1 部		
②会社概要	1 部	10部	
③管理を行う公の施設の提案書	1 部	10部	
④当該団体の組織及び経営状況を説明する書類	1 部	10部	

※副本は審査の公平性を期すために、提案者名を記載しないこと、また提案者名が類推できる表現・ロゴ等を外すこと。

令和 年 月 日

指定管理者指定申請辞退届

行方市長 様

商号又は名称

所在地

代表者氏名

印

担当者氏名

担当者連絡先 (TEL)

行方市あそう温泉「白帆の湯」及び天王崎観光交流センター並びに行方市北浦荘の指定管理者の指定申請書を令和 年 月 日に提出いたしましたが、下記の理由により辞退したいので届け出ます。

記

申請を辞退する理由